令和5年9月定例会 一般質問通告要旨

順番 8

質問議員名	三母 高志	
質問項目	質 問 要 旨	要求答弁者
1 こども基本法	今日のこどもを取り巻く状況は少子化の進行や人口減少に歯止め	
をふまえた新発	がかからず、児童虐待相談件数や不登校の件数が過去最多になるなど	
田市子ども条例	深刻化している。事実、児童虐待相談件数は 1999 年の 11,631 件か	
(仮称)の制定に	ら 2020 年には 205,044 件となり約 18 倍に増加している。また 2018	
ついて	年に東京都目黒区で発生した児童虐待事案等を受けて「児童虐待防止	
	対策の強化に向けた緊急総合対策」が閣議決定されたが、子どもの生	
	命が奪われる重大な事件は後を絶たず、2020年に警察が検挙した児	
	童虐待事件 2,172 人のうち、61 人が死亡に至っている。児童が死亡	
	に至った事件では実母による虐待が最も高く 66.2%である。この最大	
	の要因は保護者や家庭を取り巻く環境の厳しさだと言える。子育て中	
	の母親の約 6 割が近所に「子どもを預かってくれる人がいない」孤	
	立した状況に置かれおり、各種の子育て支援事業が必要とする要支援	
	児童等に十分届かず、施策の効果が限定的になっていると言える。こ	
	うしたことから国は対策として 2018 年 12 月には 2022 年度までに	
	児童相談所の児童福祉司を約 2,000 名増加させることや、全ての市町	
	村にこども家庭総合支援拠点を設置すること等を定めた。しかしその	
	後も児童虐待相談件数が増加し、政府は2022年1月に同年度の児童	
	福祉司の目標を 5,765 人とした。	
	こうした状況を踏まえ、子育て世帯への包括的な支援のため必要	
	な体制強化関連事業を行う「こども家庭センター」の設置、訪問によ	
	る家事支援、子どもや家庭を支える事業の創設を行うための「児童福	
	社法等の一部を改正する法律」が2022年に国会で可決している。	
	新発田市も2016年度よりこども課内にこども家庭相談係を新設し	
	全国に先駆けて子ども家庭総合支援拠点の整備を進めてきた。	
	また新発田市は国の方針より 1 年早く、今年度「こども家庭セン	
	ター」の設置を行うこととした。	
	さて本年 4 月に「こども基本法」が施行された。この法律の第 1	
	条の目的を要約すれば「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精	
	神にのっとり、全てのこどもが自立した個人として成長し環境等にか	
	かわらず、権利擁護が図られ幸福な社会の実現を目指し、社会全体で	
	こども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進	
	すること」である。また同法の第3条、基本理念の1号から4号は	
	「児童の権利に関する条約」のいわゆる四原則である「差別の禁止」、	
	「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」及び「児」	
	童の最善の利益」に相当し、さらに同法第4条、第5条では、こど	
<u> </u>	も施策の総合的な策定及び実施や連携等について国、地方公共団体の	

責務を明らかにしている。同法は続く第 9 条の、こども施策に関す る大綱で「政府はこども施策を総合的に推進するため、こども大綱を 定める」としている。聞くところによれば本年秋頃を目途にこども施 策に関する大綱を定めることとなっている。重要だと思うのは同法第 11 条の「こども施策に対するこども等の意見の反映」で、こども施 策の策定、実施、評価に当たっては、こども等の意見を反映するとし ている事である。

こうした動きに連動し、新潟県では本年7月24日「新潟県子ども 条例(仮称) 制定に向けた考え方についてホームページなどで公表 している。その中で「子どもを取り巻く状況」として令和 3 年度の 県内児童相談所の児童虐待相談対応件数が過去最多となった事、令和 4年度はさらにそれを上回る見込みであること。そして不登校児童生 徒数やいじめの認知件数も増加している事などに言及している。新発 田市でも子どもを取り巻く状況は新潟県と同様の傾向であり、新発田 市としても具体的な対応と対策が求められていると認識する。

新発田市は「人権擁護都市宣言」や「新発田市差別のない人権が尊 重されるまちづくり条例」の制定、隣保館の開館等を始めとしてあら ゆる差別を許さない多様な活動を行ってきた。そして具体的な施策と して新発田市人権・教育啓発推進計画を定め取り組みを行っている。 残念ながらまだネット上での差別が繰り返されるなど課題は有るも のの、新潟県内でも先進的な取り組みとして大きく評価されるべきも のである。

今回、「こども基本法」の施行や「こども大綱」策定により、新発田 市でも具体的な計画の策定が必要となるが、少子化対策や人権課題も 包含した総合的なこども施策を推進するにあたっては、新発田市の多 様性を踏まえた独自の課題解決が必要である。そのためには何より も、子どもの置かれている権利状況や課題を把握した上で総合的な 「子ども条例」の制定が必要と考える。

ついては、上記を踏まえ以下について伺う。

- (1) 新発田市の少子化の推移および児童虐待件数、不登校件数の 推移と実態について。
 - ① 少子化の推移及び児童虐待の件数の推移と実態について

② 不登校の件数の推移と実態について

こども基本法をもとにした総合的なこども施策を展開する ための「新発田市子ども条例」を制定すべきと考えるがいかがか。

(3)「新発田市子ども条例」及びこども計画策定にあたっては広 | 市長 く市民、有識者、事業者等の意見の吸い上げが必要と考える。

市長

教育長

市長

また、何より「こども」の主体的な参加と意見の吸い上げが重要であるが、その必要性について認識を伺う。

(4) 条例制定にあたり行政内の横断的な連携と、県や近隣の地方公共団体との連携が必要と考えるが認識を伺う。

(5) 新発田市「こども家庭センター」発足後の相談等対応状況と課題について。

(6) こども基本法の基本理念に掲げられている「差別の禁止」、当有長「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」及び「児童の最善の利益」などは学校では子どもにどのように教えられているのか。